

エーススポーツプラザ市川

施設利用規約

エーススポーツクラブ市川（以下「当施設」といいます。）は、施設利用規約としてご利用者が個々の規定を認識しているか否かに関わらず、個々の規定のすべてを当施設と、ご利用者様との間に成立する当施設利用契約の内容とし、すべてのご利用者様に当然に適用いたします。なお、本規約記載以下の条項に同意しない場合は、利用者は当施設をご利用いただけません。

第1条 規約の趣旨

- 当施設は、ご利用のお客様が快適で安全にプレーし、心身の育成、健康維持、健康増進を図っていただけるよう、本規約を定めます。
- 本規約は施設内またはホームページに掲載いたします。
- 希望者から申し出がありましたら、いつでもこの利用規約を差し上げます。

第2条 ご利用条件

当施設をご利用される方は、次の項目全てを満たすことを条件とします。また、プレー途中で条件を満たしていないことが判明した場合はその時点で利用をお断りします。

- 暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）、もしくはその関係者でないこと。
- 過去に反社会的勢力等でなかったこと。
- 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされていないこと。

- (4) 過去に当施設より本規約に基づきご利用をお断りしていないこと。
- (5) ご利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を越えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて当施設の信用を毀損し、または当施設の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

第3条 個人情報保護

当施設は、当施設の保有する個人情報を、当施設が別途定める「個人情報保護方針」に従って管理します。

第4条 禁止事項

ご利用者は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の利用者を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、当施設を誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 当施設の器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、

署名活動。

- (11) 高額な金銭、物の当施設内への持ち込み。
- (12) 当施設内の秩序を乱す行為。
- (13) その他、当施設が利用者としてふさわしくないと認める行為。

第5条 持込物に関する責任

1. 当施設は、ご利用者が施設に持ち込んだ物を預かりません。
ご利用者は、持込物について自己責任をもって管理するものとします。
2. 当施設は、故意または過失がない限り、ご利用者が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
3. 当施設は、ご利用者が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
 - (1) 現金及び有価証券。
 - (2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物。
 - (3) 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの。
 - (4) 携帯電話用装置。
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの。
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード。
 - (7) 動物。
 - (8) テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具。
 - (9) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物。

第6条 施設の利用制限・禁止

1. 当施設は、ご利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに施設からの退去を言い渡すことができます。
 - (1) 本規約その他当施設の定める諸規則・規約に違反したとき。
 - (2) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。

- (3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していることが判明した場合。
 - (4) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - (5) 法令に違反したとき。
 - (6) その他、当施設が利用者としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項に基づき当施設が本規約に基づくことによって利用者に損害が生じた場合であっても、当施設はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第7条 施設の休業および閉鎖

- 1. 当施設は、定期休業日を設定することができます。
- 2. 当施設は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでない判断するときは、当施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - (3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
 - (4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (5) その他、当施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき、または、その恐れがあるとき。
- 3. 当施設は、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までにその旨を告知します。

第8条 利用範囲、条件の変更および廃止について

当施設は、本規約に基づいてご利用者の利用範囲、条件について、当施設が必要と判断したときは、ご利用者に対して原則として1ヶ月前までに告知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第9条 損害賠償責任

1. 当施設の利用中、ご利用者が受けた損害に対して、当施設は、当施設に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. お客様同士の間が生じた係争やトラブルについても、当施設は、当施設に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
3. ご利用者が当施設の利用中、ご自身の責に帰すべき事由により、当施設または他の利用者、その他の第三者に損害を与えたときは、ご利用者が当該損害に関する責を負うものとします。

第10条 規約の改定

1. 当施設は必要に応じて本規約の改定を行うことができます。
また、改定した本規約の効力はすべてのご利用者様に及ぶものとします。
2. 当施設は、本規約の改定を行うときは、1ヶ月前までに当施設内に掲示、またはウェブサイトへ掲載することにより、これを告知するものとします。

第11条 諸規則の遵守

当施設の利用にあたっては、本規約その他当施設の定める諸規則を遵守し、当施設のスタッフの指示に従いご利用いただきます。

お問い合わせ先

エーススポーツプラザ市川

住所 〒272-0127 市川市塩浜2-17

電話番号 047-399-8383

以上